

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	医療的ケア児支援に係る指導医及び看護師配置業務の委託について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局教育支援課、学校運営課、子ども家庭部保育課）

事業の概要

事業名	医療的ケア児支援に係る指導医及び看護師配置業務委託
担当課	教育支援課、学校運営課、保育課
目的	保育園・子ども園、区立幼稚園、区立小中学校における医療的ケア児の受け入れ判断及び受け入れ後の医療的ケアを適切に行うため
対象者	医療的ケア児
事業内容	<p>1 概要</p> <p>これまで、区では医療的ケアが必要な幼児や児童、生徒については、保育園や幼稚園、小中学校（以下「小中学校等」という。）では受け入れを行っていなかったが、令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号・令和3年6月18日公布）」が施行されたことから、令和4年4月より、園児や児童・生徒、保護者が希望する場合において、申込受付を行い、小中学校等の受け入れについて、医療的ケアに関する高度な専門的知識を有する指導医と共に検討する会議体等を整備する。</p> <p>また、医療的ケアが必要な幼児や児童、生徒の入園・入学後に、医療的ケアを安全に実施するため、小中学校等に看護師を配置するとともに、指導医による指導・助言を実施する。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 指導医業務：検討会等における受け入れ可否に係る助言及び入園・入学後における医療的ケアに関する看護師等への指導・助言</p> <p>※ただし、幼稚園については、入園予定の医療的ケア児の状況を踏まえ、必要に応じて園医から指導・助言を仰ぐこととしたため、指導医の委託は行わない。</p> <p>(2) 看護師配置業務：医療的ケア児の受け入れ園及び学校に看護師の配置を行い、医療的ケアを実施</p> <p>3 想定人数</p> <p>幼稚園・・・1人</p> <p>小学校・中学校・・・1人</p> <p>保育園・子ども園・・・3人</p> <p>※保育園・子ども園は、令和4年4月1日以降に募集する。</p> <p>※個人情報の流れは、資料42-1、資料42-2及び資料42-3のとおり</p>

件名 医療的ケア児支援に係る指導医業務の委託について

保有課(担当課)	教育支援課、保育課
登録業務の名称	医療的ケア児支援に係る指導医業務委託
委託先	未定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【医療的ケア児に係る情報項目】 住所、氏名、性別、生年月日、健康状態、障害状態、家庭状況、居住状況、病歴、生育状況、対象児童・生徒保護者の氏名、電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体
委託理由	検討会等において、医療的ケア児の受け入れ可否を適切に判断し、入園・入学後は医療的ケアを安全に実施するため、医療的ケアに関する高度な専門知識を有する指導医の医療的ケアの実施に係る指導・助言が不可欠である。
委託の内容	1 検討会等における受け入れ可否に係る指導・助言 2 入園・入学後の医療的ケアに関する指導・助言
委託の開始時期及び期限	令和4年4月1日から令和5年3月31日(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報を記録した紙媒体については、鍵付きキャビネットに保管する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務づける。 2 個人情報を記録した紙媒体については、業務委託終了後、区に返却させる。

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)…報告事項

件名 医療的ケア児支援に係る看護師配置業務の委託について

保有課(担当課)	教育支援課、学校運営課、保育課
登録業務の名称	医療的ケア児支援に係る看護師配置業務委託
委託先	未定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【医療的ケア児に係る情報項目】 住所、氏名、性別、生年月日、健康状態、障害状態、家庭状況、居住状況、病歴、生育状況、対象児童・生徒保護者の氏名、電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体
委託理由	医療的ケアの実施には、一部のケアを除き看護師資格を有している必要があり、1対1でケアを行う必要がある。また、看護業務は非常に幅広く、小中学校等での受け入れにおける安全を確保するためには、医療的ケアに係る高い専門性を有した看護師が対応することが必要であるため、業務委託により対応する。
委託の内容	医療的ケア児受け入れ園及び学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施する。
委託の開始時期及び期限	令和4年4月1日から令和5年3月31日(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すと同時に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、委託先から直接受け取り、鍵付きキャビネットに保管する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すと同時に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務づける。 2 個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、区職員又は対象者へ返却させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。